

# 身体障害者手帳を申請される方へ

身体障害者手帳を申請するためには、次のものがが必要です。

## 1 診断書

所定の「身体障害者手帳用の診断書」を医療機関へ持参し、診断書を作成してもらってください。

**★診断書の作成日から3か月以内に申請が必要です。**

※診断書作成については、県指定医療機関でお願いいたします。

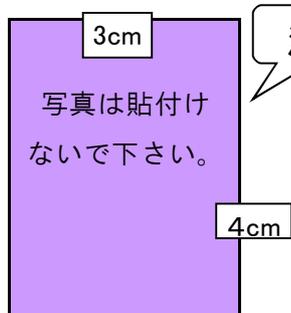
※診断書作成に要する費用や診断書料は本人負担です。

※再交付の場合で、紛失により障害等級に変更のない場合は、必要ありません。

## 2 写真（上半身）

1枚

- 手帳に添付する写真になります。
- 本人と確認できる(脱帽)ものであれば結構ですが、背景に人物が入っているものは不可です。



注意!!

- ★6か月以内に撮影したもの。
- ★自動車運転免許証より大きいので切り間違わないようにお願いします。
- ★素人が写したものでかまいません。
- ★デジカメ等で写した場合、現像は写真屋さんでお願いします。
- ★白黒、カラーどちらでもかまいません。

## 3 印鑑

認印で結構です。

## 4 手帳交付（再交付）申請書

用紙は生活福祉課、または各窓口センター福祉窓口にあります。

## 5 本人確認書類

代理の方が申請する場合は、代理の方の本人確認書類も必要です。

## 6 マイナンバーがわかる書類

個人番号カード、通知カード、番号が記載された住民票の写し。

## 7 現在持っている身体障害者手帳（再交付申請の方のみ）

紛失による再交付の方は結構です。

# 手帳ができました・・・

申請してからお手元に届くまでに1・2ヶ月ほど要します。届き次第文書にてお知らせいたしますので、下記のものを持参のうえ生活福祉課または福祉窓口までお越しください

- 印鑑
  - 健康保険証
  - 車検証
- } (1・2級の方のみ)

※詳しくはお届けする文書にてお知らせいたします。